

お知らせ

令和4年9月30日

岡山県農業共済組合
組合長理事 佐藤 俊和

職員の懲戒処分について

当組合の職員（40代男性）が本年8月、公用車両に給油する際に使用する給油カードを不正に使用し、自家用車に給油していたという業務上横領事案が発覚しました。

その後の調査で、令和2年7月から本年8月まで、ガソリンを計120回（被害額53万2793円）不正給油し、自家用の灯油を計19回（被害額3万6074円）不正購入していたことが判明しました。被害額については、全額弁済しているため、刑事告訴は行いません。

9月29日に理事会を開催し、横領により組合に損害を与えたことと農業共済の信用を著しく失墜したことから、当該職員を9月30日付で懲戒解雇、管理監督責任として上司1名を訓戒処分としました。

農業保険法のもとで保険事業を行う当組合として、このような不祥事を起こしましたことに対し、関係の方々に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止策を徹底し、コンプライアンス態勢を強化して参ります。